

重要事項説明書

1 名称 事業所の概要

- 1) 法人名 医療法人中野会
- 2) 事業所名 LA・LA・LA 居宅介護支援事業所 愛知県 2372400032 号
- 3) 事業所の所在地 愛知県半田市更生町一丁目123-13
- 4) 電話番号 0569-24-0122
- 5) 代表者名 理事長 中野 眞一郎
- 6) 管理者氏名 介護支援専門員 吉江 貞寛
- 7) 開設年月日 平成12年4月1日

2 当事業所の目的と方針（契約書第1条参照）

利用者の在宅での自立した生活を支援することを目的に、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成し、サービス提供後も継続的な調整を図っていきます。

利用者の「思い」や家族の「安心」を大切に、公正中立な立場で法人内外の多様な事業所の中からサービスを一緒に選択していきます。

関係市町村や地域包括支援センターや他の介護保険事業所との連携を図り生活全般を支えるお手伝いをさせていただきます。

3 事業実施地域 及び営業時間

- 1) 事業実施の地域 半田市 武豊町 阿久比町

上記以外の方もご希望があればご相談下さい。但し別途1キロあたり50円の交通費が必要ですので個別にお知らせします。

- 2) 職員の体制

| | |
|-----------|-------------------------|
| 管理者 | 1名（常勤兼務職員、主任介護支援専門員と兼務） |
| 主任介護支援専門員 | 1名（常勤専従職員） |
| 介護支援専門員 | 2名（常勤専従職員） |

常勤換算は職員それぞれの週当たりの勤務延時間総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

- 3) 営業時間

| | |
|------|---------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| 営業時間 | 午前8時30分～午後5時30分 |
| 休業日 | 土曜日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日） |

営業時間外は留守番電話対応となっております。

緊急時相談については併設の介護老人保健施設 LA・LA・LA の職員がご用件を伺い担当者と連絡をとらせて頂きます。

4 当事業所が提供するサービス利用の料金（契約書 第6条参照）

当事業所が提供するサービスについて通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、契約者の利用負担はありません。

5 秘密の保持（契約書第8条参照）

居宅介護支援事業の実施にあたり従業員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。また、事業者は従業員であった者に従業員でなくなったあとも秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に含むものとします。

6 苦情の受付（契約書第9条参照）

1) 当事業所の苦情のご相談窓口 0569-24-0122（直通）

受付担当者 吉武 真理 澤田 恵里
大澤 淑子

苦情解決責任者 管理者 吉江 貞寛

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

2) 行政機関その他苦情受付機関

半田市福祉部高齢介護課 0569-84-0648（高齢者福祉担当）

0569-84-0649（介護保険担当）

武豊町役場 0569-72-1111（福祉課）

阿久比町役場 0569-48-1111（健康介護課介護保険係）

国民健康保険団体連合会 052-971-4165

7 サービス利用に関する留意事項(契約書7条参照)

1) サービスを行う介護支援専門員

サービス提供時に担当の介護支援専門員を決定します。事業所の都合で介護支援専門員の交代をすることもあります。この場合利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮します。利用者からの担当交代のご要望については、事情や理由を明らかにしてお申しつけ下さい。

2) サービス事業所の選定について

当事業所ではサービス事業者の選定、推薦に際し、利用者のニーズを踏まえ、公立中正に行います。利用者や家族の方から利用したい事業所や関心のある事業所等がございましたら、遠慮なくご相談ください。

3) 損害賠償について

事業者の責任によって利用者が生じた損害について、事業者は速やかにその損害賠償に応じます。守秘義務に違反した場合も同様とします。

4) 契約の期間について

当事業所では契約の終了日を定めず、利用者や家族から解約の申し出がない限り、契約は自動更新されます。但し、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了

します。

- ① 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）・要支援と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合

利用者は事業者に対していつでも解約を申し入れることができます。この場合には30日の予告期間をもって届けるものとします。また、事業者側からもやむを得ない事情が発生した場合30日以上予告期間を持って解約をすることもできます。

8 個人情報の取り扱いについて(個人情報同意書参照)

当事業所の職員は正当な理由なく、利用者や家族の秘密を漏らすことはありませんが、ケアプランの作成および円滑なサービスを提供するために関係機関に提供することがあります。個人情報の提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。

(虐待の防止)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催する。
- (3) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。